

研究活動における不正行為への対応ガイドライン

平成19年3月1日
研究推進審議会研究倫理専門委員会

目次

- 1 ガイドラインの目的
- 2 不正行為対応に関する体制
- 3 対象とする不正行為
- 4 告発等の受付
- 5 告発等に係る事案の調査を行う機関
- 6 告発等に対する調査体制・方法
- 7 告発者・被告発者に対する措置

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）構成員に対し、研究活動における不正行為に関する相談、告発、調査手続き等のガイドラインを示し、広くこれらの手続きについて周知することを目的とする。

本学は研究者の自覚と責任に基づいて不正行為の防止に努めるとともに、発生した不正行為に対しては、このガイドラインに則して速やかに厳正かつ公正な対処を図るものとする。

2 不正行為対応に関する体制

研究活動における不正行為に関する告発等の受付から調査に至る体制については、研究担当理事をその責任者とし、以下に定める手続きにより組織的に対応する。

3 対象とする不正行為

本ガイドラインの対象とする不正行為は、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造と改ざん、及び盗用である。ただし、意図しない誤謬や実証困難な仮説など、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

4 告発等の受付

(1) 告発等の受付窓口

- ① 研究活動の不正行為に関する告発等を受付ける窓口（以下「通報窓口」という。）は、不正行為に関する全学通報窓口及び不正行為に関する部局通報窓口である。これらの通報窓口の場所、連絡先は別表のとおりとする。
- ② 本学に所属する研究者による研究活動の不正行為を発見したり不正行為が存在するという強い疑惑を抱いた者は、①に定めた通報窓口にご相談あるいは告発する。相談は書面、電話、FAX、電子メール、面談等により、匿名によっても、行うことができるが、告発については不正とする科学的合理的理由が示されている証拠を添えて書面により行う。なお、相談及び告発は、本学構成員に限らず行うことができる。
- ③ 告発等の受付や調査・事実確認（以下単に「調査」という。）においては、調査担当者は、自らが関与する事案に関与してはならない。通報窓口は、部局長及び研究担当理事と協力して、告発者（相談者を含む）の主張内容に沿い、告発等の対象となった不正行為に関与する者が調査手続きに関与しないように取り計らう。

(2) 告発等の取扱い

- ① 告発は、顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受付ける。また告発者は本学が行う調査に協力を要請される。
- ② 5の定めにより本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、調査機関に該当する研究機関等に当該告発を回付する。本学が調査を行うべき機関に該当する告発が、他の研究機関から本学に回付された場合には、本学に告発があったものとして当該告発を取り扱う。本学に加え、他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する機関に当該告発について通知する。
- ③ 告発の意思を明示しない相談については、通報窓口は、部局長と協力して、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。また、告発の意思表示がなされない場合にも、部局長の判断で当該事案の調査を開始することができる。この際、相談した者は、通報窓口の行う相談内容の確認・精査に必要な情報を提供するなど協力をしなければならない。
- ④ 通報窓口は告発者に受付けたことを通知する。
- ⑤ 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、指摘の内容に応じ、部局長の判断で当該事案の調査を開始することができる。
- ⑥ 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという告発・相談については、部局長は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行う。ただし、被告発者が本学に所属しないときは、告発・相談を被告発者の所属する機関に回付することができる。本学に所属しない被告発者に本学が警告を行った場合には、被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知する。

(3) 告発者・被告発者の取扱い

- ① 告発を受付ける場合、告発状が窓口の担当職員以外は見聞できないようにするなど、告発内容や告発者（相談者を含む。以下、(3)において同じ。）の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- ② 通報窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者は秘密保持を徹底しなければならない。
- ③ 研究担当理事は、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。
- ④ 悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発は決して許されない。ただし不正行為がないと判断された場合でも、当然のことながら、それだけでは告発が悪意に基づくものとはいえない。悪意に基づく告発の認定は、告発者に反論の機会を十分に与えた適正な調査の結果、慎重に行われなければならない。とりわけ学生による誤解に基づく告発は、原則として悪意に基づく告発とは認定されない。悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発を行うことがありうる。
- ⑤ 適正な調査の結果、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対し、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。
- ⑥ 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止してはならない。また、同様に解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。

5 告発等に係る事案の調査を行う機関

- (1) 本学に所属する（どの研究機関にも所属していないが専ら本学の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）研究者に係る研究活動の不正行為の告発があった場合、原則として、本学が告発された事案の調査を行う。
- (2) 被告発者が本学以外の研究機関にも所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる機関や調査に参加する機関については、関係機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることがありうる。
- (3) 被告発者が所属する本学と異なる研究機関で行った研究に係る告発があった場合、本学と研究が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行う。
- (4) 被告発者が、告発された事案に係る研究を行っていた際に所属していた本学を既に離職している場合、

現に所属する研究機関が、本学と合同で、告発された事案の調査を行う。被告発者が本学を離職後、どの研究機関にも所属していないときは、本学が、告発された事案の調査を行う。

(5) 上記(1)から(4)によって、本学が告発された事案の調査を行うこととなった場合は、被告発者が本学に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行う。

(6) 資金配分機関が本学の同意を得て調査を行う場合であって、本学が当該資金配分機関から協力を求められたときは、当該調査に誠実に協力する。

(7) 他の研究機関や学協会等の研究者コミュニティに、調査を委託することもしくは調査を実施する上で協力を求めることができる。

6 告発等に対する調査体制・方法

(1) 予備調査

① 本学が調査を行う事案については、部局長が、告発を受付けた後速やかに、告発された行為が行われた可能性、告発の際示された科学的合理的理由の論理性、告発された研究の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。部局長が予備調査を行う際は、開始時点で研究担当理事に報告し、研究担当理事の監督の下に予備調査を行う。

② 部局長は、しかるべき調査能力を有する者による予備調査委員会を設置する。

③ 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断する。

④ 部局長は、予備調査の結果を研究担当理事に報告する。研究担当理事は告発を受け付けた後、30日以内に本調査を行うか否かを決定しなければならない。但し、被告発者が海外出張中や病気療養など正当な理由で本学不在の場合等、やむを得ない場合はこの限りではない。本調査を行う場合、決定後概ね30日以内に本調査が開始される。なお、告発の受付日は、告発の内容を記載した書面に添えて不正とする科学的合理的理由が示されている証拠が通報窓口へ提出され、受理された日とする。

⑤ 研究担当理事は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、部局長は予備調査に係る資料等を保存し、資金配分機関や告発者の求めに応じ開示する。

(2) 本調査

① 通知・報告

ア) 研究担当理事は、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。

イ) 総長は、当該事案に係る研究に配分された競争的資金がある場合には、その資金配分機関に本調査を行う旨通知する。本調査の結果、不正行為ではないと判明する可能性が相当程度ある場合は、被告発者の研究に支障がないように、当該資金配分機関にしかるべく配慮を求める。

② 調査体制

ア) 本調査に当たっては、当該研究分野の研究者であって本学に属さない者を含む調査委員会を設置する。この調査委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係（例えば、不正行為を指摘された研究が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を有しない者でなければならない。

イ) 研究担当理事は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知する。これに対し、告発者及び被告発者は、2週間以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、研究担当理事は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

ウ) 調査委員会は、研究担当理事の直轄組織であり、全学の機関として運営される。予備調査を行った部局長は、調査委員会の要請に応じて、随時協力する。

③ 調査方法・権限

ア) 本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行われる。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。

イ) 被告発者が調査委員会から再実験などにより再現性を示すことを求められた場合、あるいは自らの意思によりそれを申し出た場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）が保障されなければならない。ただし、被告発者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしや認定の先送りを主な目的とすると、調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。

ウ) 上記ア)、イ)に関する調査委員会は、関係者に事情を聴取するもしくは各種資料の提出を求める等の調査権限を持つ。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力するものとする。

④ 調査の対象となる研究

調査の対象には、告発等に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究をも含めることができる。

⑤ 証拠の保全措置

関係部局は、本調査に当たって、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。告発等に係る研究が行われた研究機関が本学でないときは、研究担当理事は、当該研究機関に対し、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるよう要請する。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

⑥ 調査の中間報告

総長は、告発等に係る研究に対する資金を配分した機関が求めるときは、調査の終了前であっても、調査

の中間報告を当該資金配分機関に提出する。

⑦ 調査における研究または技術上の情報の保護

調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

(3) 認定

① 認定

ア) 調査委員会は本調査の開始後、概ね150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。

イ) 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

ウ) ア) 又はイ) について認定を終了したときは、調査委員会はただちに研究担当理事に報告する。

② 不正行為の疑惑への説明責任

ア) 調査委員会の調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。そのために再実験等を必要とするときには、その機会が保障されなければならない。

イ) ア) の被告発者の説明において、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存など、本来存在するべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬などの不存が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

ウ) 上記ア) の説明責任の程度及びイ) の本来存在するべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられる。

③ 不正行為か否かの認定

調査委員会は、上記②ア) により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から故意性を判断することが重要である。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されず、故意によるものと推定されるときは、不正行為と認定される。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示

せないとき（上記②イ）も同様とする。

④ 調査結果の通知及び報告

ア) 研究担当理事は、調査結果（認定を含む。以下同じ）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下④⑤⑦において同じ。）に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、これらに加え当該所属機関に当該調査結果を通知する。

イ) 総長は、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関に、当該調査結果を通知する。告発等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定されたときは、取り下げなど研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付すものとする（上記ア）の後段の場合も同様とする。）。

ウ) 悪意に基づく告発との認定があった場合、研究担当理事は告発者の所属部局または告発者が本学以外の機関に所属する場合には当該機関に通知する。

⑤ 不服申立て

ア) 不正行為と認定された被告発者は、認定の通知を受けてから2週間以内に、研究担当理事に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

イ) 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、上記①イ）を準用する。）は、その認定について、アの例により不服申立てをすることができる。

ウ) 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、研究担当理事の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

エ) 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会（ウ）ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、ただちに研究担当理事に報告し、研究担当理事は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、研究担当理事は以後の不服申立てを受付けないことができる。再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合にはただちに研究担当理事に報告し研究担当理事は被告発者に当該決定を通知する。

オ) 被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、研究担当理事は告発者に通知し、総長は、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関に通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

カ) 調査委員会が再調査を開始した場合は、概ね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果をただちに研究担当理事に報告し、研究担当理事は当該結果を被告発者、被告発者が所属する部局または機関、告発者に通知し、総長は当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関に通知する。

キ) 悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、研究担当理事は、告発者が所属する部局または機関、被告発者に通知し、総長は、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関に通知する。

ク) キ)の不服申立てについては、調査委員会(ウ)ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者)は概ね30日以内に再調査を行い、その結果を研究担当理事に報告する。研究担当理事は、この審査の結果を告発者、告発者が所属する部局または機関、被告発者に通知し、総長は、及び当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関に通知する。

⑥ 調査資料の提出

資金配分機関から、事案の調査が継続中に、当該事案に係る資料の提出または閲覧が求められた場合には、原則としてこれに応じるが、調査に支障がある等の正当な事由があれば、この限りではない

⑦ 調査結果の公表

ア) 総長は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容には、少なくとも不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

イ) 不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、被告発者からの要請がある場合を除き、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。公表する場合、その内容には、不正行為は行われなかったこと(論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。)、被告発者の氏名・所属に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれる。悪意に基づく告発の認定があったときは、原則として、告発者の氏名・所属及び悪意に基づく告発と認定した理由を併せて公表する。

7 告発者及び被告発者に対する措置

告発者及び被告発者等に対する、調査中あるいは、認定から資金配分機関による措置等がなされるまでの間などにおいて、本学がとる措置は以下のとおりとする。ただし、不正行為との告発等がなされる前に取り下げた論文等に係る被告発者については、これ以外の措置をとることを妨げない。

(1) 調査中における一時的措置

本調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(2) 不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置等

① 競争的資金の使用中止

不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されていないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が本学に所属する場合は、当該被認定者に対し、ただちに当該競争的資金の使用中止を命ずる。

② その他の処置

本学に所属する被認定者に対し、「国立大学法人東北大学職員就業規則」「国立大学法人東北大学職員の訓告等に関する規程」「国立大学法人東北大学職員の懲戒に関する規程」に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

（3）不正行為は行われなかったと認定された場合の措置

① 不正行為は行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった研究費支出の停止や採択の保留等の措置を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、または、不服申立ての審査結果が確定した後、すみやかに解除される。

② 当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して、周知する。また、当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合は、調査関係者以外にも周知する。

③ その他、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

④ 告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者が本学に属する者であるときは、当該者に対し、「国立大学法人東北大学職員就業規則」「国立大学法人東北大学職員の訓告等に関する規程」「国立大学法人東北大学職員の懲戒に関する規程」に基づき適切な処置を行う。

研研137-1号
平成19年6月4日

各 部 局 長 殿

理 事（研究・国際交流担当）
庄 子 哲 雄
（公印省略）

「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」フロー図について（通知）

このことについて、平成19年3月26日付け研研137号「「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」について（通知）」により、フロー図については後日通知することとしておりましたが、この度別添「研究活動における不正行為への対応フロー概略」の通り策定いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴部局所属職員、学生、研究員等への周知方よろしくお願いいたします

【担 当】

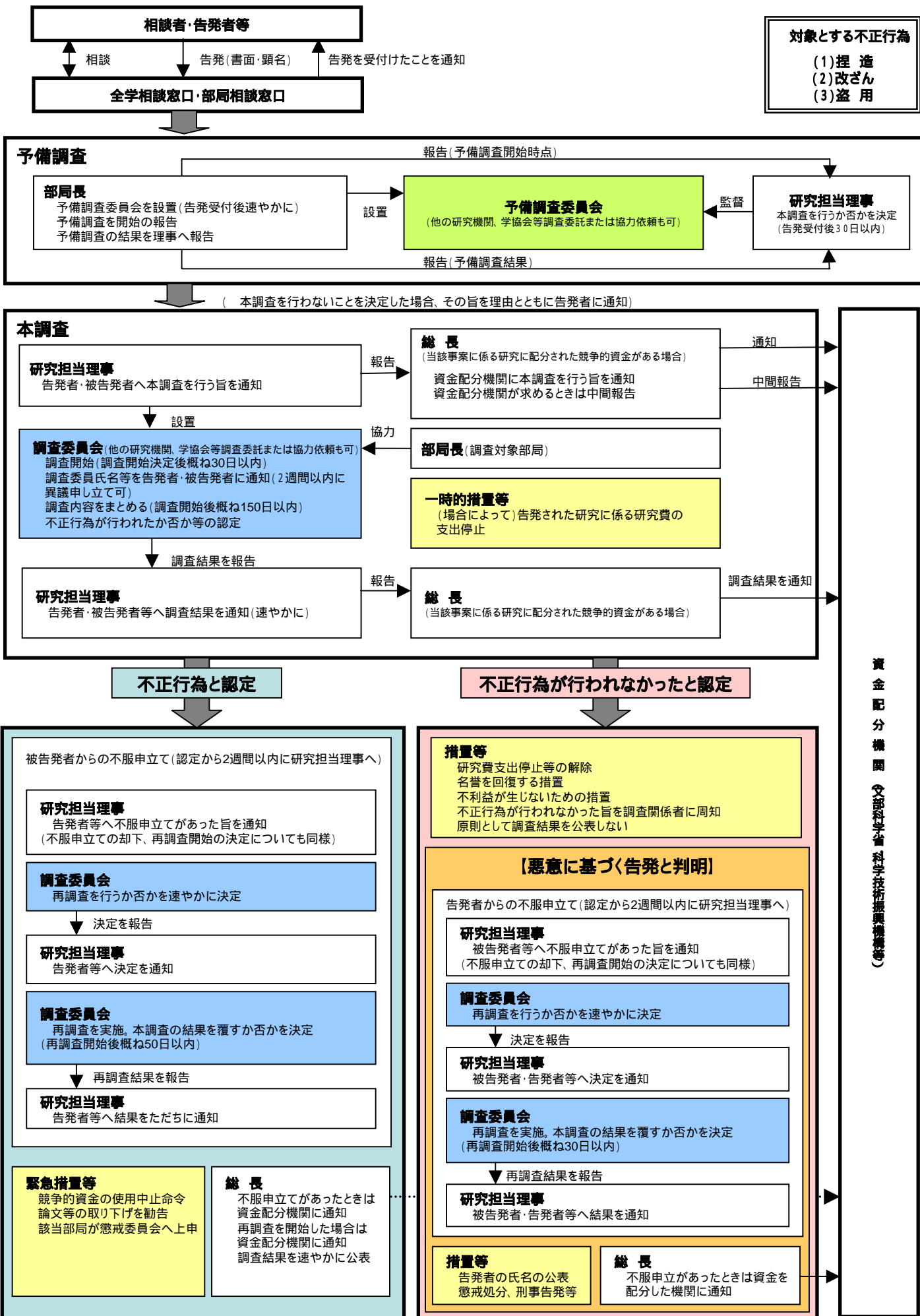
研究協力部研究協力課

研究協力係

内線：(片平91) - 4840

E-mail：kenkyo@bureau.tohoku.ac.jp

研究活動における不正行為への対応フロー概略(本学に所属する研究者等の場合)



詳細については平成19年3月1日付研究推進審議会研究倫理専門委員会等定の「研究活動における不正行為へのガイドライン」を参照すること。

資金配分機関(文部科学省 科学技術振興機構等)